



熊本県公報

第 1 2 6 4 9 号
平成 29 年 8 月 22 日 (火)
(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (") 1
- 道路の供用開始…………… (") 1

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県精神保健福祉審議会の開催…………… (精神保健福祉審議会) 2
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 2
- 平成 2 9 年度第 2 回熊本県環境影響評価審査会の開催…………… (環境影響評価審査会) 2
- 環境影響評価準備書の修正…………… (菊池環境保全組合) 3

告 示

熊本県告示第 7 5 4 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 8 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市住吉町字上ノ割 9 番 2 地先から 宇土市網津町字堀迫 2 0 8 2 番 3 地先まで	前	5.6 ～ 7.4	155.0	
			後	7.9 ～ 11.2	155.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 8 月 2 2 日

熊本県告示第 7 5 5 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 8 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 8 8 号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2 4 3 1 番 2 地先から 同所 2 4 3 0 番 2 地先まで	前	3.7 ～ 8.1	352.5	防安交 (改築)
			後	5.2 ～ 30.0	352.5	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 8 月 2 2 日

熊本県告示第 7 5 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市大字旭志小原字下尾迫 1423番地先から 同所 1430番3地先まで	127.55	単道改

2 供用を開始する期日 平成 29 年 8 月 25 日

登 載 依 頼

熊本県精神保健福祉審議会公告第 1 号

平成 29 年度第 1 回熊本県精神保健福祉審議会を次のとおり開催する。

平成 29 年 8 月 22 日

熊本県精神保健福祉審議会

1 開催日時

平成 29 年 9 月 1 日（金）

午後 2 時から

2 開催場所

熊本市東区月出 3 丁目 1-120

熊本県精神保健福祉センター 2 階 会議室

3 議題

第 7 次熊本県保健医療計画素案について（精神疾患分野）

4 傍聴者の定員について

10 人

5 傍聴手続について

（1）傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。

（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

（3）傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、8 月 29 日（火）までに下記問合せ先へ申し込むこと。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県精神保健福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課精神保健福祉班）（電話 096-333-2234）

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 22 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第 6 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県立八代東高等学校の項中「情報会計科」を「情報ネットワーク科」に改める。
附 則

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の別表に規定する熊本県立八代東高等学校全日制情報会計科は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。

熊本県環境影響評価審査会公告第 2 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成 29 年 8 月 22 日

熊本県環境影響評価審査会

1 開催日時

平成 29 年 9 月 4 日（月）午後 1 時から午後 5 時まで

2 開催場所

- 合志市役所合志庁舎 2階大会議室（合志市竹迫 2 1 4 0 番地）
- 3 審議内容
 (1) 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に係る環境影響評価準備書」について
 (2) 株式会社レノバ「(仮称) 芥北風力発電事業」計画段階環境配慮書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配付を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
 (2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 8

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定により作成し、平成29年8月1日付けで縦覧に供した新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書について、内容の一部を修正し、縦覧期間及び意見書の提出期限を変更したので、次のとおり公告する。
 平成29年8月22日

菊池環境保全組合長 後 藤 三 雄

- 1 修正した箇所
 (1) 「第6章 大気質」の一部
 (2) 「第6章 悪臭」の一部
 (3) 「第6章 土壌」の一部
 (4) 「第9章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価」の一部
 (5) 要約書
- 2 修正した環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 (1) 場所
 ア 合志市役所合志庁舎（環境衛生課）
 イ 菊池市役所（環境課）
 ウ 大津町役場（環境保全課）
 エ 菊陽町役場（環境生活課）
 オ 菊池市洒水支所（市民生活課）
 カ 菊池保健所（衛生環境課）
 キ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
 (2) 期間 平成29年8月1日（火）から平成29年9月6日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 意見書の提出
 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 4 修正した意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 (1) 提出期限 平成29年9月20日（水）（消印有効）
 (2) 提出先 〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
 菊池環境保全組合 建設推進課
 (3) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 5 問い合わせ先
 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
 菊池環境保全組合 建設推進課
 電話 0 9 6 - 2 4 3 - 5 5 1 5（直通）